

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積徴取を行う事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業務名称 | 東海財務局一般廃棄物収集運搬業務(単価契約) |
| (2) 業務場所 | 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号 東海財務局
愛知県名古屋市中区東区榑木町三丁目78番 東海財務局榑木分庁舎 |
| (3) 業務概要 | 東海財務局庁舎及び榑木分庁舎より排出される廃棄物の処理等業務 |
| (4) 業務期間 | 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで |
| (5) 証明書等の受領期限 | 令和8年2月27日(金曜日) 17時00分 |
| (6) 見積書の受領期限 | 令和8年3月5日(木曜日) 17時00分 |
| (7) 見積り合わせの日時 | 令和8年3月6日(金曜日) 10時00分
(見積り合わせへの立会いは不要とする。) |

3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- (1) 名古屋市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項等を示す場所及び見積り合わせ参加申込み

問い合わせ先：東海財務局総務部会計課(電話:052-951-1875) 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目3番1号

受付場所：同上

見積書の提出を希望する者は、令和8年2月27日(金曜日)までに受付場所にて見積説明書等を受領すること。

また、上記受付場所へ証明書等及び見積書の提出を行うこと。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

5. 契約保証金

全額免除する。

6. 見積りの無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積りに関する条件に違反した見積は無効とする。

7. 見積書の記載金額

契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。

9. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10. その他

- (1) 詳細は見積説明書による。
- (2) 本件見積り合わせに係る契約相手方の決定及び契約の締結は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。

以上公告する。

令和8年2月10日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長 黒井 隆宏